

トナーカートリッジ及びインクカートリッジの発注適正化について

- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて、一部の再生カートリッジ業者によるフリーライドが横行しているとの情報がある。再生カートリッジ業者等が、市場から回収したカートリッジ等のうち、再生カートリッジとして利用可能なものについては自社で利用し、自社で利用できないものを純正カートリッジメーカーの回収センターに送っている（転送する）事例が発生しているとのことである。
- 純正メーカーからのヒアリングでは、メーカーとしては、高度なマテリアルリサイクルを行うためには回収原料の十分な管理が必要であり、リフィール（再生／改造）されたカートリッジは、改造に使われた素材・部品の安全性及びリサイクル性の確認が不可能なため、カートリッジ回収の対象外としているとの情報提供を行っているとのことである。（他社ブランドのカートリッジについても、各社の回収方針があり、勝手な回収を行うことができないことから、回収対象外としているとのこと。）
- 国等の機関が使用したトナーカートリッジが、上記のような再生カートリッジ業者を経由して、再生利用不可能なカートリッジ（純正メーカーによる回収対象外のカートリッジ）として純正メーカーの回収センターに転送されている例もあるため、カートリッジ調達にあたっては適正な納入業者の選定に留意していただく必要があり、現状について情報提供するものである。

◇フリーライドに対する純正メーカー側のこれまでの措置

1. 純正メーカーのカートリッジ回収センターに、再生カートリッジ等、回収対象外のカートリッジが多数送付されている。
- 
2. 送付元の誤解等（再生カートリッジ等が回収対象外ということを知らない等）により、回収対象外のカートリッジが送られてきた可能性もあるため、回収対象外のカートリッジの送付が多く見られる業者に対し、純正メーカーより確認のための通知書を当該業者に送付するとともに、当該カートリッジを返送。
- 
3. 純正メーカーにて通知の送付及びカートリッジ返送の記録を保管。
- 
4. 事業者間（純正メーカー・業者間）で確認作業を実施。
- 
5. 上記による事業者への周知工程を経た後も、回収対象外のカートリッジ送付が改まらない業者に対しては、今後、行政と相談し、適正な対応（廃掃法等による対応）をとっていくことを検討。

○改善のみられない業者に対しては上記措置が図られるため、国等の機関においても、カートリッジ調達にあたっては、適正な納入業者の選定に充分注意する必要がある。
（国等の機関が使用したカートリッジが、再生カートリッジ業者等を経由して、純正メーカー回収対象外のカートリッジにも関わらず純正メーカーに転送されているケースもあるため。）